

【★★賃管士メールマガジン 直前学習号★★】

■□■ 賃管士メールマガジン 直前学習号 ■□■

受験生様各位

メルマガ登録ありがとうございます。

Kenビジネススクールです。

賃貸不動産経営管理士試験受験に役立つ情報を毎号お届けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

■□■ 賃管士学習 過去問は目を通してありますか？ ■□■

■賃管士受験を志された皆様、Ken ビジネススクールの賃管士メールマガジンのお申込みをいただきまして、誠にありがとうございます。試験の申し込みも締め切られまして、いよいよ本試験に照準を絞った学習をしていく時期にさしかかりました。賃貸不動産経営管理士の学習におきましても、他の不動産系資格の学習と同様に、過去に出題された問題（過去問題）に目を通しておくことは重要です。問題の出題ポイント・傾向、どのような文体で試験問題が出されるのかに慣れておくことは重要です。

賃貸不動産経営管理士試験では、過去問題では3年分ほど（平成28～30年分）は必ず目を通して、少なくとも3回から5回程度は回しておきましょう。平成29年の試験からは個数問題等も登場しています。改訂4版テキストを逐一確認しながら、丁寧に確認をしておくようにしましょう。

■Kenビジネススクールのお薦め講座は...

・賃管士予想模試

本試験の1カ月前から全3回実施される予想模擬試験です。例年、的中率が高く大人気の模擬試験となっています。また、3回の予想模試を通じて、弱点を発見し、総復習ができるという利点があります。

⇒https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri_moshi.html

■□■ 賃管士過去問題のご紹介 ■□■

【問 題】賃貸不動産経営管理士「倫理憲章」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 信義誠実の義務に関しては、直接の依頼者に対してはもちろんのこと、そのほかの関係者に対しても同様に、信義に従い、誠実に対応することが必要である。
- 2 法令の遵守と信用保持に関しては、自己の所属する管理業者の立場のみならず、賃貸不動産管理業全体に対する社会的信用を傷つける行為の禁止も含まれる。
- 3 秘密を守る義務に関しては、自己の所属する管理業者を退職して、当該賃貸不動産の管理に携わらなくなった後も、引き続き負うべきものである。
- 4 公正と中立性の保持に関しては、依頼者に対する信義誠実義務や、利益相反行為の禁止の観点から、常に依頼者の立場に立って、対応することが必要である。

～平成 28 年問 2～

【解 答】

- 1 適切 信義誠実の義務に関しては、直接の依頼者に対してはもちろんのこと、そのほかの関係者に対しても同様に、信義に従い、誠実に対応することが必要である。
- 2 適切 法令の遵守と信用保持に関しては、自己の所属する管理業者の立場のみならず、賃貸不動産管理業全体に対する社会的信用を傷つける行為の禁止も含まれる。
- 3 適切 秘密を守る義務に関しては、自己の所属する管理業者を退職して、当該賃貸不動産の管理に携わらなくなった後も、引き続き負うべきものである。
- 4 不適切 公正と中立性の保持に関しては、依頼者に対する信義誠実義務や、利益相反行為の禁止の観点から、常に依頼者の立場に立って、対

応することが必要である。

※正解は4

～賃管士の問題では、記述が「適切か」「不適切か」ということの判断をさせる問題形式も多いのです。

■□■ 賃管士 コラム ■□■

「賃貸不動産経営管理士」～賃管士の正式名称ですが、資格の名称として、すごくカッコよいと思うのですが、皆さんどうでしょうか！？ かっこいいですね！！ ワタクシメルマガ編集担当も、おかげさまで資格をいくつか持っているのですが、一番カッコ良い名前だと思ってます・・・(^0^)/

■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。

<https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine.html>

■株式会社Kenビジネススクール■

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿 1F

TEL : 03-5326-9294 / FAX : 03-5326-9291

Email : info@ken-bs.co.jp (受付)

<https://www.ken-bs.co.jp/>

Kenビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。

Kenビジネススクールでは、

- ・ 宅建登録講習（5問免除講習）の実施（国土交通省指定）

⇒https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

- ・ 宅建登録実務講習（合格後の実務研修）の実施（国土交通省指定）

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

- ・ 宅建試験の受験指導

⇒https://www.ken-bs.co.jp/takkenn_kouza.html

- ・ 賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

- ・ 企業研修プロデュース

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

- ・ 書籍の研究開発・出版

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

を中心に運営しております。
